

# インフルエンザと診断されたときは…

〇〇小学校 保健室

インフルエンザにかかった場合、出席停止期間は「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」と学校保健安全法にて定められています。病院でインフルエンザと診断されましたら連絡帳などで学校へお知らせください。学校での流行を防ぐため、出席停止期間を守っていただきますようよろしくお願いいたします。

学校に登校する際には、「登校届(保護者記入)」も忘れずにだしてください。

(用紙は担任の先生にもらうか、ホームページよりダウンロードしてお使いください。)



## インフルエンザ 出席停止期間 早見表

発症後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで

★発症日(0日目)は、病院を受診した日ではなく、インフルエンザ症状(発熱、関節痛など)が始まった日のことをいいます。

★インフルエンザの疑いがある場合は、かならず病院の受診をお願いします。

児童・生徒(小学生以上)									
	0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日
発熱期間									
1日間									
2日間									
3日間									
4日間									
5日間									
		発熱			解熱			登校可能	